

らず、一切それに関することは述べられていない。  
このサンプルに対する取扱いの態度は、歴史的な時間の取扱い方に於いても同じである。

明治23年の事柄について述べる場合(185ページ)なぜそれが明治23年でなければいけないかの説明がない。明治23年以後の事柄について説明するのに、明治21年以前の資料を出して平気でいる。普通なら「明治21年以前の資料しかないのですが、こと

かなんとか、ひとこと説明するものである。その説明が無ければ、読者は明治21年の資料を、「スラムが形成された」と大藪氏が言う明治23年以後の資料として錯覚して読むことになる。

「そのような事はどうでも良い」と大藪氏が考えているのならそれでも良いけれども、なにしろ、言葉の使用の方が大げさなので、読者の方には大藪氏のプロセスに巻き込まれて、「歴史的形成過程について」となると、も

のものしい言い方をしている者が現れ、中味のないう言葉だけのやり取りになる。

もうひとつ例をあげる。

「もっとも大阪のスラムの歴史はま

く、すでに大保17年……云々」(186頁)

の一文に於いても、大藪氏は、な

ま保17年が問題であるかをひときも

説明してない。例えば「それは

歴史的時間の中から任意にとりだ

た一時期である」とか、「私の読ん

だ文献の……は、これが一番古い時代だ」とか、「どう考えてもこの最も古い時代である」とか、なんらかの説明が必要である。

この人間にして、歴史的期間とし

て、そのサンプルの抽出方法につ

て、なんの説明もない、この手続

を行わずに成立する「社会」とい

う質問は一体なんだろうかと、思

うだけ様だ。

(次に、編者、大藪寿一氏の本に

ついでに自己弁論を掲載)



三十二号十一頁には引き續き、昭和  
64年4月現在、源泉徴収税額表と給

与所得、退職所得の源泉徴収より

と書かれており、あえて渡世からの

引用としてこの部分を掲載する必要

がないばかりでなく、日雇労働者の

定義として渡世編集者がこの一文を

考へ出したかのような誤解をまねく

しかも、渡世からの引用といつても

日雇労働者が日雇労働者となおすか

ていたり、句読点の付け直し、カマ

この省略などで、渡世に掲載された

ものとは大部ちがったものになつて  
いる。

誤引用に抗議すること共に、百四十

六頁の引用文献の山として記載され

ている「労働者渡世」の名前の削除

を要求する。

ちなみに、渡世には、「労働者」

の定義として、「しんどくて、汚れる

あぶない、空くて、不安定な、単純

肉体労働をする人々」がある。(渡

世創刊号五頁・風媒社版労働者渡世

二百六十五頁)

ヤジ馬